

○上毛町資源物集団回収奨励金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日告示第 20 号

(目的)

第 1 条 この告示は、資源物の集団回収を実施する団体に対し奨励金を交付し、ごみの減量化及び資源の有効利用並びに町民のリサイクル意識の高揚を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第 2 条 奨励金の交付対象となる団体は、資源物の集団回収を継続的に実施する町内の子ども会、老人会、婦人会、自治会その他各種団体等の営利を目的としない団体で町長が認めるものとする。

(交付対象品目)

第 3 条 奨励金の交付対象となる資源物は、古紙類（新聞、ダンボール、雑誌等）及び古布とする。

(回収団体の登録)

第 4 条 奨励金の交付を受けようとする団体（以下「回収団体」という。）は、資源物集団回収団体登録申請書（様式第 1 号）を町長に提出し、登録を受けなければならない。

(回収業者の登録)

第 5 条 回収団体の回収した資源物を引き取ろうとする者（以下「回収業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 回収業者は、資源物回収業者登録申請書（様式第 2 号）をあらかじめ町長に提出し、登録を受けなければならない。
- (2) 前号の規定により登録された回収業者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに資源物回収業者変更登録申請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

(報告書の提出)

第 6 条 回収団体は、集団回収の都度、資源物集団回収実績報告書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

(奨励金の額)

第 7 条 奨励金の額は、別表の額とする。ただし、当該金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(交付申請)

第 8 条 奨励金の交付を受けようとする団体は、資源物集団回収奨励金交付申請書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 9 条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、奨励金を交付すべきものと決定したときは、資源物集団回収奨励金交付決定通知書（様式第 5 号）によりその旨を申請者に通知する。

(奨励金の返還)

第 10 条 町長は、この告示及び別に定める規定に違反した団体又は不正な手段によって回収した実績に基づき奨励金の交付を受けた団体に対し、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大平村資源物集団回収奨励金交付要綱（平成 12 年大平村要綱第 2 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 7 条関係）

品目		奨励金
古紙	新聞	1 kg 当たり 5 円
	ダンボール	1 kg 当たり 5 円
	雑誌等	1 kg 当たり 5 円
古布		1 kg 当たり 5 円